

第 6472 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 一般贈与と特例贈与

**Q** : 一般贈与と特例贈与がある場合、税額はどのように計算するのですか？

**A** : 次のように計算します。

### 【解説】

暦年贈与には、一般の贈与と特例贈与があり、特例贈与は一般の贈与に比べ税負担が軽くなっています。

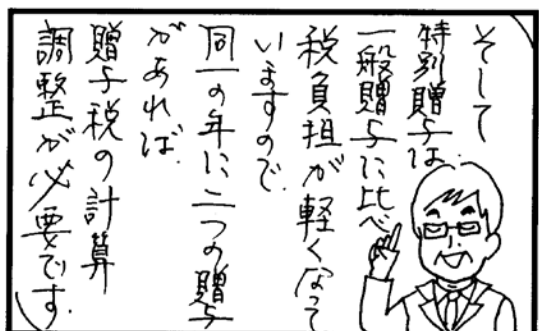
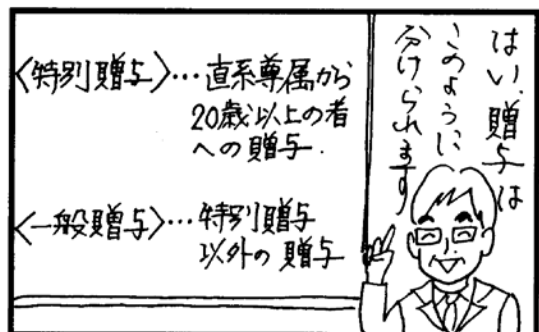
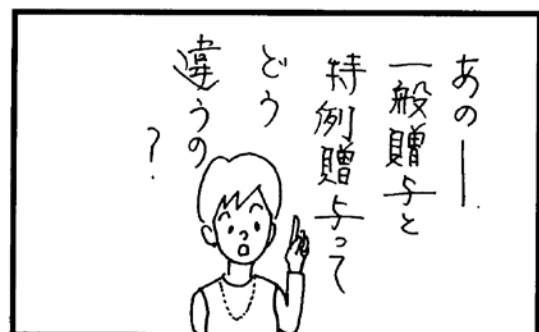
特例贈与とは、直系尊属から20歳以上の者への贈与をいい、一般贈与とは、特例贈与以外の贈与をいいます。

同一の年に、一般の贈与と特例贈与がある場合は、贈与税の計算調整をしなければなりません。

贈与税の計算は次のようにします。

- ① 特例贈与財産と一般贈与財産の合計額から基礎控除と配偶者控除を控除します。
- ② 特例贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。
- ③ ②の金額に合計贈与価額に占める特例贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。
- ④ ①の金額に一般贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。
- ⑤ ④の金額に合計贈与価額に占める一般贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。
- ⑥ ③と⑤を合計した金額が贈与税額となります。

なお、特例贈与の適用を受ける場合には、贈与税の申告書にその旨を記載し、課税価格が300万円を超えるときは、戸籍謄本等を添付しなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】